



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 9 日 (火)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県保育士等修学資金貸付規則 (54) (子育て応援課)	4
-------	---	---

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県保育士等修学資金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図るため、県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学（以下「短大」という。）において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける保育士等修学資金を創設する。

2 規則の概要

(1) 目的	県内の高等学校を卒業し、短大において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。
(2) 借受者の資格	<p>修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(ア) 県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学しようとし、又は在学する者であること。</p> <p>(イ) 将来県内の保育所等において保育士又は幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者であること。</p> <p>(ウ) 県から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。</p> <p>(エ) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a 生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかを受けている世帯に属している者であること。</p> <p>b 保護者の全てが市町村民税の所得割を課されていないこと。</p> <p>c a 又は b に該当するもののほか、世帯に属する者の所得の合計が知事が別に定める金額に満たないこと、疾病等のため多額の支出を必要とすることその他特別な事情により生活が困窮しているため特に貸付けの必要があると知事が認めること。</p>
(3) 修学資金の額等	<p>ア 修学資金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 奨学金 月額3万円（著しく生活が困窮していると知事が認める場合にあっては、月額6万円）</p> <p>(イ) 入学支援資金 24万円</p> <p>イ 修学資金の貸付けについては、無利子とする。</p> <p>ウ 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。</p>
(4) 貸付申請等	<p>ア 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書に誓約書、代理受領の承諾書等必要な書類を添えて、知事が別に定める日までに申請しなければならない。</p> <p>イ 知事は、アの申請があったときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めた場合は、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。</p>
(5) 修学資金の貸付け	<p>ア 知事は、貸付けの決定を行った場合において、修学生が短大に入学するために必要な手続をしたときは、修学生に対し修学資金を貸し付けるものとする。</p> <p>イ 修学資金の貸付けは、修学生が短大に支払うべき学費及び入学金を県が代わって支払う方法により行う。この場合において、鳥取短大に修学資金を支払う時期については、知事が別に定める。</p> <p>ウ 知事は、修学資金の貸付けを終えたときは、修学生に対し、その旨を通知するものとする。</p>
(6) 貸付け	<p>ア 知事は、修学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切るものとする。</p>

の打切り及び休止	<p>る。</p> <p>(ア) 短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に在学しないこととなったとき。</p> <p>(イ) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。</p> <p>(ウ) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。</p> <p>(エ) 死亡したとき。</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。</p> <p>イ 知事は、修学生が短大を30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学又は停学の期間に応じて知事が指定する月までの月分の奨学金の貸付けを休止する。</p> <p>ウ 知事は、貸付けを打ち切ったとき、又は貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知するものとする。</p>
(7) 修学資金借用証書の提出等	<p>修学生は、(5)ウの通知を受けた日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。</p>
(8) 貸付金の返還	<p>ア 修学生は、短大を卒業した年度の翌年度の初日から起算して1年が経過した日以後、次に掲げる期間内に月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。</p> <p>(ア) 貸し付けられた修学資金の総額が96万円以上である場合 4年間</p> <p>(イ) 貸し付けられた修学資金の総額が96万円未満である場合 2年間</p> <p>イ アにかかわらず、修学生は、修学資金の貸付けを打ち切られたときは、(6)ウの通知の日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。</p> <p>ウ ア及びイにかかわらず、修学生は、短大に入学しないことにより修学資金の貸付けを打ち切られたときは、(6)ウの通知の日から起算して1月以内に、修学資金を一括返還しなければならない。</p>
(9) 返還の債務の履行猶予	<p>ア 修学生が短大を卒業した年度の翌年度の初日から起算して1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受け、又は免許を取得した月の翌月の初日から起算して3年が経過する日（その翌日以前に次のいずれかに該当した場合にあっては、それぞれに定める期間が経過する日）までの間、修学資金の返還の履行を猶予するものとする。</p> <p>(ア) 県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事した場合 これらの業務に従事した期間に3年を加えた期間</p> <p>(イ) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事がその都度定める期間</p> <p>イ アに定める場合のほか、知事は、修学生が退職、休職その他の特別な理由により修学資金の返還が困難であると認めるときは、相当の期間、修学資金の返還の履行を猶予することができる。</p>
(10) 返還の債務の免除	<p>修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。</p>
(11) 委任	<p>この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
(12) 施行期日等	<p>施行期日は、公布日とし、平成26年4月1日以降に短大に入学しようとする者について適用する。</p>

規 則

鳥取県保育士等修学資金貸付規則をここに公布する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県保育士等修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学（以下「短大」という。）において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。
- (2) 幼稚園教諭 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師をいう。
- (3) 保育所等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設を除く。）
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設
 - エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設
 - (ア) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
 - (イ) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
 - (ウ) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業
 - (エ) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
 - (オ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - オ 病気の児童又は病気の回復期にある児童を一時的に預り、必要な保育を行う施設
 - カ アからオに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって知事が別に定めるもの
- (4) 奨学金 修学資金のうち、短大に支払う授業料及び教育・設備充実費（以下「学費」という。）に充てることを目的として貸し付ける資金をいう。
- (5) 入学支援資金 修学資金のうち、短大に支払う入学金に充てることを目的として貸し付ける資金をいう。
- (6) 修学生 第7条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者をいう。

(修学資金の借受者の資格)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。

- (1) 県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入学しようとし、又は在学する者であること。
- (2) 将来県内の保育所等において保育士又は幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事しようとする者であること。

- (3) 県から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかを受けている世帯に属していること。
 - イ 児童福祉法第6条に定める保護者（以下「保護者」という。）の全てが地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（以下「市町村民税」という。）の所得割を課されていないこと。
 - ウ ア又はイに該当するもののほか、生計を同一にする者の所得の合計が知事が別に定める金額に満たないこと、疾病等のため多額の支出を必要とすることその他特別な事情により生活が困窮しているため特に貸付けの必要があると知事が認める者であること。

（修学資金の額等）

第4条 修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、奨学金の総額は、24月分を限度とする。

(1) 奨学金 月額3万円（前条第4号のアに該当する場合、保護者の全てが市町村民税の均等割を課されていない場合その他著しく生活が困窮していると知事が認める場合にあっては、月額6万円）

(2) 入学支援資金 24万円

2 奨学金の貸付期間は、短大に入学する日の属する月から短大を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金の貸付けについては、無利子とする。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合にあっては保護者又はこれに代わる者、成年者である場合にあっては父母、配偶者又はこれに代わる者でなければならない。

（貸付申請）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 代理受領の承諾書（様式第3号）

(3) 高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

（貸付の決定及び通知）

第7条 知事は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認められた場合は、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（修学資金の貸付け）

第8条 知事は、前条の規定による貸付けの決定を行った場合において、修学生が短大に入学するために必要な手続をしたときは、修学生に対し修学資金を貸し付けるものとする。

2 前項の規定による貸付けは、修学生が短大に支払うべき学費及び入学金を県が代わって支払う方法により行う。この場合において、短大に修学資金を支払う時期については、知事が別に定める。

3 知事は、修学資金の貸付けを終えたときは、修学生に対し、その旨を通知するものとする。

（貸付けの打ち切り及び休止）

第9条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月までで奨学金の貸付けを打ち切るものとする。

(1) 短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に在学しないこととなったとき。

(2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。

(3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

2 知事は、修学生が短大を30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から当該休学又は停学の期間に応じて知事が指定する月までの月分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、貸付けを休止した月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、当該奨学金は、当該指定する月の翌月以降の月分として貸し付けたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項前段の規定により貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書の提出等)

第10条 修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、第8条第3項の規定による通知又は貸付けを打ち切った旨の前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の返還)

第11条 修学生は、短大を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）が経過した日（次条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の履行の猶予を受けたときは、猶予の期間が経過した日）以後、次に掲げる期間内に月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。

(1) 貸し付けられた修学資金の総額が96万円以上である場合 4年間

(2) 貸し付けられた修学資金の総額が96万円未満である場合 2年間

2 前項の規定にかかわらず、修学生は、第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、同条第3項の規定による通知の日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、修学生は、短大に入学しないことにより修学資金の貸付けを打ち切られたときは、第9条第3項の規定による通知の日から起算して1月以内に、修学資金を一括返還しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、修学生は、いつでも修学資金を繰り上げて返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が短大を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受け、又は免許を取得した日（保育士の登録を受け、かつ、幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受けた日と当該免許を取得した日のいずれか早い日）の属する月の翌月の初日から起算して3年が経過する日（その翌日以前に次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日）までの間、修学資金の返還の履行を猶予するものとする。

(1) 県内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等に関する業務に従事した場合 これらの業務に従事した期間に3年を加えた期間

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事がその都度定める期間

2 前項に定める場合のほか、知事は、修学生が退職、休職その他の特別な理由により修学資金の返還が困難であると認めるときは、相当の期間、修学資金の返還の履行を猶予することができる。この場合において、当該猶予が修学資金の返還の途中であるときは、当該猶予の期間に相当する期間、前条第1項各号に掲げる期間又は同条第2項の期間を延長するものとする。

3 前項の規定による修学資金の返還の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の履行の猶予をすると決定したときは、修学生に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の免除)

第13条 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。

- 2 修学資金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還に係る債務の免除をすと決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第14条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき修学資金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第15条 修学生は、短大を卒業後修学資金の返還を終え、又は返還に係る債務を免除されるまで、毎年4月1日現在における同日前1年間の就業の状況を記載した現況届（様式第7号）を同月末日までに知事に提出しなければならない。

- 2 修学生は、修学資金の返還を終え、又は返還に係る債務を免除されるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届（様式第8号）
 - (2) 修学資金の貸付けを辞退するとき 修学資金辞退届（様式第9号）
 - (3) 短大を卒業したとき 卒業届（様式第10号）
 - (4) 保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得したとき 資格・免許取得届（様式第11号）
 - (5) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第12号）
- 3 連帯保証人は、修学生が死亡したときは死亡届（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 4 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定は、平成26年4月1日以降に短大に入学しようとする者について適用する。

様式第1号（第6条関係）

修学資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

㊞

電話番号

次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

1 奨学金（いずれかに○をしてください。）

月額6万円 月額3万円

2 入学支援資金

24万円

上記の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	ⓐ
	電話番号	
	申請者との関係	

様式第2号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

職 氏 名 様

	住 所	
	氏 名	ⓐ

修学生になった上は、鳥取県保育士等修学資金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後、鳥取県の幼児教育・保育に貢献することを誓います。

様式第3号（第6条関係）

代理受領承諾書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名 ㊟

鳥取短期大学が私の代わりに鳥取県保育士等修学資金を受け取ることに同意します。

様式第4号（第10条関係）

修学資金借用証書



借用金額
金 円也

私は上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県保育士等修学資金貸付規則の規定に従い滞りなく返還します。

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

私は が修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
修学生との関係

年 月 日

職 氏 名 様

様式第5号（第12条関係）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり、修学資金の返還を猶予くださるようお願いいたします。

決定番号	第 号
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還済期間	年 月分から 年 月分まで
返還済額	円
希望の返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予額	円
理由	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第6号（第13条関係）

修学資金返還免除申請書

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり、修学資金の返還を免除してくださるようお願いいたします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 借入金額 円
- 3 希望の返還免除額 円
- 4 保育所等又は市町村での勤務実績

3 非常勤職員の場合は、雇用証明書の写しを添えること。

様式第8号（第15条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり氏名（住所）を変更いたしましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	旧	新
郵 便 番 号		
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第9号（第15条関係）

修学資金辞退届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

修学生との関係

下記の理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

なお、現在まで貸付けを受けた修学資金の借受済期間及び借受済総額は次のとおりです。

決定番号	第 号
借受済期間	年 月 日から 年 月 日まで
借受済総額	円
辞退理由	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号（第15条関係）

卒業届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

鳥取短期大学を卒業しましたので、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
卒業年月日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 大学長が発行する卒業証明書又は卒業証書の写しを添えること。

様式第11号（第15条関係）

資格・免許取得届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得しましたので、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号	
登録・免許の区分 (該当するものに✓印)	<input type="checkbox"/> 保育士登録 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許	
登録・免許の取得年月日	保育士登録	年 月 日
	幼稚園教諭免許	年 月 日
登録・免許の番号	保育士登録	
	幼稚園教諭免許	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第12号（第15条関係）

連帯保証人氏名（住所）変更届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

次のとおり氏名（住所）を変更いたしましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	旧	新
郵便番号		
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第13号（第15条関係）

死亡届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

連帯保証人 郵便番号
住 所

氏 名 ⑩
電話番号

氏名	
決定番号	第 号
勤務していた施設名	
死亡年月日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 修学生の死亡を証する書類を添えること。

様式第14号（第15条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり連帯保証人を変更しましたので関係書類を添えて届け出ます。

旧保証人	住所	
	氏名	
新保証人	郵便番号	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
新保証人と修学生との続柄		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

修学資金の返還の債務を修学生と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ⑩